令和８年１１月２５日

教職員への懲戒処分について

本校は、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

１．処分年月日　令和８年１１月２４日

２．被処分者　　教員

３．処分内容　　停職２月

４．事案概要

被処分者による複数の学生へのハラスメントの事実が認定できたことから処分を行いました。

被処分者の行為は教員として不適切であり、また本校及び独立行政法人国立高等専門学校機構の信用を著しく傷つけるものであります。

なお、行為の詳細については、被害者のプライバシー保護及び二次被害の防止の観点から、公表を差し控えます。

５．校長のコメント

本校の教員に対して本件懲戒処分を行う事態になったことは、誠に遺憾であり、被害者及び関係の皆様に深くお詫び申し上げます。

本校といたしましては、本事案を厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構
沼津工業高等専門学校長
山　田　光　太　郎